

予防訪問看護基本利用料一覧表

医療法人 祥仁会

西諫早訪問看護ステーションのんのこ

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合、自己負担額は利用者の介護保険負担割合証に記載のある負担割合までとなります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用料金は全額が利用者の自己負担となります。また、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、事業者直接向介護保険給付が行われない場合は、1ヶ月につき料金表の利用料金の全額をお支払い頂きます。

(2) 介護保険給付対象サービス

【料金表】

〈看護師が訪問看護を行った場合〉		自己負担額		早朝・夜間 (6:00~8:00、 18:00~22:00)	深夜 (22:00~ 6:00)
所要時間	基本料金	1割	2割/3割		
20分未満	3,030円	303円	606円 909円		
30分未満	4,510円	451円	902円 1,353円		
30分以上 1時間未満	7,940円	794円	1,588円 2,382円		
1時間以上 1時間30分未満	10,900円	1,090円	2,180円 3,270円		

〈理学療法士等が訪問看護を行った場合〉		自己負担額		
所要時間	基本料金	1割	2割	3割
20分	2,840円	284円	568円	852円
40分	5,680円	568円	1,136円	1,704円
60分	4,260円	426円	852円	1,278円

※利用開始日の属する月から12月を超えて理学療法士等の訪問を行った場合、20分（2,840円）から（50円）の減算となる。

〈その他の加算金額等〉

緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 1月につき6,000円	利用者・家族の同意の下に、24時間連絡体制にある場合 * 緊急時訪問を必要に応じて行う場合はその都度、基本料金がかかります。	1割 600円 2割 1,200円 3割 1,800円
特別管理加算 (Ⅰ) 1月につき5,000円 (Ⅱ) 1月につき2,500円	(Ⅰ) 厚生労働大臣が定める状態の別表第8の1の状態にある者	1割 500円 2割 1,000円 3割 1,500円
* 特別な管理が必要な利用者に対し、計画的な管理を行う	(Ⅱ) 厚生労働大臣が定める状態の別表第8の2~5の状態にある者	1割 250円 2割 500円 3割 750円

複数名訪問加算（Ⅰ） 30分未満2,540円 30分以上4,020円	複数の看護師等が同時に訪問を行う場合 ・利用者の身体的理由により1人での訪問看護が困難な場合 ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ・その他、利用者の状況等による場合	1割	254円
		2割	508円
		3割	762円
	1時間30分を超える訪問	1割	402円
		2割	804円
		3割	1,206円
長時間訪問看護加算 週1回につき3,000円		1割	300円
		2割	600円
		3割	900円
初回加算 （Ⅰ）1月につき3,500円 （Ⅱ）1月につき3,000円 ＊過去2ヶ月間に利用がなく、新規に訪問看護計画を作成した場合	（Ⅰ）病院・施設等から退院・退所した日に初回の訪問看護を行った場合	1割	350円
		2割	700円
		3割	1,050円
	（Ⅱ）上記の（Ⅰ）以外の日で初回の訪問看護を行った場合	1割	300円
		2割	600円
		3割	900円
退院時共同指導加算 1月につき6,000円	病院・診療所・介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院又は入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合	1割	600円
		2割	1,200円
		3割	1,800円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1回につき60円	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出をしている訪問看護事業所が訪問を行った場合	1割	6円
		2割	12円
		3割	18円

(3)介護保険給付対象外サービス

種 類	利 用 料
死後の処置	10,000円
キャンセル料（訪問予定日の前日までに連絡がなかった場合）	1回につき1,000円を次回訪問時に負担

(4)交通費 訪問看護に要する交通費は無料です。

(5)その他費用 サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者負担となります。